

預金口座を開設されるお客様へ

近年、預金口座を悪用した特殊詐欺等の犯罪が数多く発生し、社会的問題となっております。

当金庫ではこうした犯罪を未然に防止するために、新規口座を開設されるお客様に下記事項についてお願いしております。お客様にはご不便、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【口座を開設されるお客様へ】

≪ 口座開設は最寄りの店舗にてお願いしております ≫

口座開設は、お客様の「お住まい」「勤務先」「事業所」の最寄りの店舗でお手続きお願い致します。最寄りの店舗以外をご希望される場合は、その理由やご利用目的をお伺いさせていただきます。

なお、必要に応じて、追加の確認資料のご提出をお願いすることや、口座の開設をお断りさせていただく場合がございます。

≪ 複数の口座の開設はご遠慮いただいております ≫

すでに当金庫の口座をお持ちのお客様は、既存の口座をご利用いただきますようお願いいたします。複数の口座の開設をご希望される場合は、その理由やご利用目的をお伺いさせていただきます。また、必要に応じて追加の確認資料のご提示をお願いすることや、口座の開設をお断りさせていただく場合がございます。

【法人名義の口座・各種団体の口座を開設されるお客様へ】

≪ 下記の確認資料（原本）をご提示願います ≫

1. 法人の履歴事項全部証明書（発行後6か月以内のもの）※1
2. 代表者の公的な本人確認書類 ※2（運転免許証等）※3
3. 取引担当者（ご来店者）の方の公的な本人確認書類（運転免許証等）
4. 取引担当者（ご来店者）と法人の関係がわかる書類等（委任状等）
5. 事業内容が分かる書類等（定款等）※4

※1 団体名義の口座開設は、規約・会則・議事録等、活動内容・設立目的等がわかる書類等をご提示下さい。

※2 ご来店者が代表者以外の場合は、写しをご提示ください。

※3 顔写真のない証明書類の場合は、追加で他の証明書類をご提示ください。

※4 許認可や登録が必要な業種については、許認可証等のご提示をお願いする場合があります。

≪ 実質的支配者 ※5 の確認に、下記のいずれかの確認資料（原本）をご提示ください ≫

1. 株主名簿
2. 有価証券報告書
3. 法人税申告書 別表2（決算関係書類）
4. 実質的支配者情報一覧（実質的支配者リスト制度）
5. 出資者名簿、社員名簿、役員名簿等
6. その他実質的支配者と顧客の関係が把握可能な書類

※5 法人の事業経営を、実質的に支配することが可能な個人をいいます。

≪ 法人口座の開設にあたっては、一定のお時間をいただき、事前の確認をさせていただきます ≫

確認には、一定期間（概ね1週間程度）を要する場合がございます。また、お届け内容の確認のため、必要に応じて、事業所等へ訪問させていただく場合がございます。なお、お申出にお応えできず口座の開設をお断りする場合でも、ご提出いただきました書類（写し）についてはご返却いたしかねますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。